

介 護 保 険 事 業 特 別 会 計
(介護保険事業勘定)

令和2年度小郡市介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定） 決算に係る主要施策報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項の規定により、令和2年度小郡市介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）決算に係る主要施策の成果を次のとおり報告する。

令和3年8月25日

小郡市長 加地良光

令和2年度小郡市介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）決算に係る主要施策を報告するにあたり、その概要を説明します。

我が国では急速な高齢化とともに、介護給付費は急増しており、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）、更には日本の高齢者人口（65歳以上）がピークになると予想される2040年（令和22年）に向けて、国は在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進など、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を目指し、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいます。

本市においても、令和3年3月末時点の高齢化率は27.8%、介護認定率は16.7%と、いずれも増加傾向にあります。なお、要介護（要支援）認定者数は2,840人、受給者数は2,219人で、受給率は78.1%となっています。

今後も高齢化は進行し、介護保険事業に係る負担は、更に増大することが予想され、引き続き予断を許さない状況です。

増大する給付費に対する抑止策として、介護保険サービスが適正に利用されているか等のチェックを行う介護給付適正化事業や、介護予防事業の実施、総合事業の充実、生活支援体制の整備、在宅医療・介護連携等に取り組んでいるところです。

しかしながら、新型コロナ禍での外出自粛による状態悪化や、権利擁護・虐待防止、地域包括ケアシステムの構築等、新たな課題も山積しており、体制の充実等を図り、問題の解決解消に努めます。

今後も、介護保険サービスのニーズを的確に把握し、国の指針を勘案しながら、サービスの量・質を確保するとともに、住民負担等とのバランスを図りながら介護保険事業の運営に努めます。

令和2年度 歳入歳出決算額は下記のとおりです。

歳入決算額	4,363,480千円
歳出決算額	4,340,981千円
歳入歳出差引額	22,499千円
実質収支額	22,499千円

歳入総額は、4,363,480千円で、主なものは支払基金交付金が1,082,796千円で総額の24.8%、保険料が974,011千円で22.3%、国庫支出金が964,884千円で22.1%、繰入金が668,904千円で15.4%、県支出金が602,244千円で13.8%、繰越金が69,931千円で1.6%等となっております。

歳出総額は、4,340,981千円で、内容は保険給付費が3,852,959千円で総額の88.8%、地域支援事業費が274,942千円で6.3%、総務費が82,781千円で1.9%、諸支出金が67,299千円で1.6%、基金積立金が63,000千円で1.4%となっております。

1 歳入歳出決算の状況

(歳入)			(歳出)			(単位:千円、%)		
科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比			
1 保険料	974,011	22.3	1 総務費	82,781	1.9			
2 使用料及び手数料	301	0.0	2 保険給付費	3,852,959	88.8			
3 国庫支出金	964,884	22.1	3 財政安定化基金拠出金	0	0.0			
4 支払基金交付金	1,082,796	24.8	4 基金積立金	63,000	1.4			
5 県支出金	602,244	13.8	5 諸支出金	67,299	1.6			
6 財産収入	2	0.0	6 地域支援事業費	274,942	6.3			
7 繰入金	668,904	15.4	7 予備費	0	0.0			
8 繰越金	69,931	1.6						
9 諸収入	407	0.0						
歳入合計	4,363,480	100.0	歳出合計	4,340,981	100.0			

2 高齢者人口の推移

(単位:人、%)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総人口	59,257	59,368	59,527	59,578	59,592
65歳以上	15,467	15,721	16,063	16,316	16,594
高齢化率	26.1	26.5	27.0	27.4	27.8

※ 住民基本台帳登録者数(各年4月1日現在)

3 認定者数及び受給状況

(単位:P=ポイント)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		前年比		前年比		前年比
認定者数(1号被保険者)	2,594 人	105.0 %	2,700 人	104.1 %	2,775 人	102.8 %
認定率(対65歳以上)	16.1 %	+0.4 P	16.5 %	+0.4 P	16.7 %	+0.2 P
認定者数(2号被保険者)	54 人	98.2 %	61 人	113.0 %	65 人	106.6 %
認定者総数	2,648 人	104.8 %	2,761 人	104.3 %	2,840 人	102.9 %
受給(利用)実人数	2,080 人	102.2 %	2,136 人	102.7 %	2,219 人	103.9 %
受給率	78.5 %	-2.1 P	77.4 %	-1.1 P	78.1 %	+0.7 P

※国保連介護保険事業状況報告より(各年度3月分)

4 介護保険料の収納状況

(令和元年度)

(単位:円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	還付未済額	滞納繰越額
現年	978,964,658	974,308,058	0	4,656,600	99.5%	847,070	5,503,670
過年	17,818,762	2,801,254	4,621,120	10,396,388	15.7%	21,650	10,418,038
合計	996,783,420	977,109,312	4,621,120	15,052,988	98.0%	868,720	15,921,708

(令和2年度)

(単位:円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	還付未済額	滞納繰越額
現年	974,258,750	970,632,260	0	3,626,490	99.6%	662,390	4,288,880
過年	15,877,448	3,378,960	4,688,256	7,810,232	21.3%	11,290	7,821,522
合計	990,136,198	974,011,220	4,688,256	11,436,722	98.4%	673,680	12,110,402

1 款 総務費 3 項 介護認定審査会費

(単位：千円)

介護認定審査会費																								
総 額	財 源 内 訳																							
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源																		
6,744				6,744																				
<p>【施策の目的】 要介護(支援)認定申請者に対し要介護(支援)認定を行うために介護認定審査会を設置する。</p> <p>【施策の実施】 ・年間1,351件を審査し、70回の認定審査会を開催した。 ・訪問調査の調査結果と主治医の意見書をもとに最終的な認定審査を行った。 ・週2回(火・木)または週3回(火・水・木)2時間ずつ実施。</p> <p>【施策額の内訳】 (単位:千円)</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 審査会委員報酬</td> <td>3,907</td> <td>審査会・研修出席の報酬</td> </tr> <tr> <td>・ 認定システム保守点検委託料</td> <td>1,073</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 認定システム改修委託料</td> <td>715</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 認定システムリース料</td> <td>966</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他事務費</td> <td>83</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,744</td> <td></td> </tr> </table> <p>【施策の評価】 新型コロナウイルス感染症の影響により、認定期間延長を実施したため、認定審査会の開催件数は減少している。 また、外部研修会の中止が多い状況ではあったが、認定審査会を行う審査員に対して内部研修を行い、審査会の質の維持・向上に努めることができた。 ・研修会(内部) 1回 17名</p>							・ 審査会委員報酬	3,907	審査会・研修出席の報酬	・ 認定システム保守点検委託料	1,073		・ 認定システム改修委託料	715		・ 認定システムリース料	966		・ その他事務費	83			6,744	
・ 審査会委員報酬	3,907	審査会・研修出席の報酬																						
・ 認定システム保守点検委託料	1,073																							
・ 認定システム改修委託料	715																							
・ 認定システムリース料	966																							
・ その他事務費	83																							
	6,744																							
認定調査等費																								
総 額	財 源 内 訳																							
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源																		
28,409				28,409																				
<p>【施策の目的】 介護保険法により、介護認定申請者に対し、国で定められた項目に沿って認定調査を実施する。</p> <p>【施策の実施】 年間1,652件の介護認定申請(新規・更新含む)に対し、訪問調査員が自宅または入所施設に出向き1,352件の調査を実施。 調査員1人あたり、2～3件/日程度の調査実施を目標としている。 会計年度任用職員(週4日)7名と会計年度任用職員(日額)1名が従事。 調査が後の認定審査に影響するため、公正かつ公平な調査が求められている。</p> <p>【施策額の内訳】 (単位:千円)</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 会計年度任用職員(月額)報酬等</td> <td>20,821</td> <td>調査員7名</td> </tr> <tr> <td>・ 会計年度任用職員(日額)報酬等</td> <td>854</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 主治医意見書手数料</td> <td>6,456</td> <td>申請時点での必要書類(作成手数料)</td> </tr> <tr> <td>・ その他事務費</td> <td>278</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>28,409</td> <td></td> </tr> </table> <p>【施策の評価】 介護認定は申請から決定通知送達まで、30日以内という期間が定められている。 令和2年における本市の申請から決定通知到達までの平均日数は24.3日であった。 先方との訪問調査の日程調整等の理由により、遅延するケースも含めて30日以内に結果を出している割合は78.2%と他市と比べて良好である。 今後も、効率化を考慮しながら、市民ニーズに応える調査の実現に努める。</p>							・ 会計年度任用職員(月額)報酬等	20,821	調査員7名	・ 会計年度任用職員(日額)報酬等	854		・ 主治医意見書手数料	6,456	申請時点での必要書類(作成手数料)	・ その他事務費	278			28,409				
・ 会計年度任用職員(月額)報酬等	20,821	調査員7名																						
・ 会計年度任用職員(日額)報酬等	854																							
・ 主治医意見書手数料	6,456	申請時点での必要書類(作成手数料)																						
・ その他事務費	278																							
	28,409																							

2 款 保険給付費

(単位：千円)

介護保険給付費（2 款全体）

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
3,852,959	862,106	555,712	1,040,285	481,614	50	913,192

【施策の目的】

介護認定者に対し、介護（予防）給付サービスを提供することにより、高齢者本人およびその介護者が安心して生活できる社会の実現に寄与する。

【施策の実施】

各種サービスは、利用者それぞれが契約したケアマネジャーの作成するケアプランに基づき提供される。
本市の要介護（要支援）認定者は令和3年3月末現在で2,840名、うち、実際にサービスを受給している人の割合は 78.1%である。

【施策額の内訳】

(単位：件、千円)

	令和元年度			令和2年度		
	件数	給付費	前年比	件数	給付費	前年比
1 居宅介護サービス給付費	19,928	1,123,608	107.3%	19,859	1,141,529	101.6%
2 地域密着型介護サービス給付費	4,273	827,531	104.5%	4,412	853,772	103.2%
3 施設介護サービス費	5,025	1,234,185	100.3%	4,949	1,237,779	100.3%
4 居宅介護福祉用具購入費等	6,126	74,043	104.1%	6,473	76,248	103.0%
5 居宅介護住宅改修費	107	9,985	131.8%	65	6,478	64.9%
6 居宅介護サービス計画給付費	9,044	132,152	106.7%	9,168	132,799	100.5%
7 介護予防（支援）サービス給付費	3,723	113,779	112.4%	3,601	109,522	96.3%
8 地域密着型介護予防サービス給付費	209	15,799	106.0%	233	16,618	105.2%
9 介護予防（居宅支援）福祉用具購入費等	3,573	20,977	119.0%	3,936	23,122	110.2%
10 介護予防（居宅支援）住宅改修費	131	11,820	98.4%	135	13,609	115.1%
11 介護予防（居宅支援）サービス計画給付費	5,194	22,849	107.8%	5,470	24,075	105.4%
12 高額介護（予防含む）サービス費	7,360	93,823	113.2%	7,674	96,680	103.0%
13 高額医療合算介護サービス費	486	16,126	144.8%	451	14,803	91.8%
14 特定入所者介護サービス費	3,253	99,226	103.3%	3,417	103,692	104.5%
15 審査支払手数料	56,140	2,382	106.5%	42,522	2,233	93.7%
合 計	124,572	3,798,285	104.6%	112,365	3,852,959	101.4%

【施策の評価】

高齢者及び認定者数の増加に伴い、介護給付費は増大している。
高齢者が健康な生活をなるべく長く営めるよう、介護予防の事業を推進し、給付費適正化についても取り組んでいく。

4 款 基金積立金 1 項 基金積立金

(単位：千円)

介護給付費準備基金積立金						
総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
63,000					2	62,998
【施策の目的】						
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の保険料は、3年間の計画期間内の介護サービス等にかかる費用見込額により決定される。 初年度は黒字、中間年度は同額、最終年度は赤字となる想定で事業計画が立てられている。 保険料余剰分及び預金利息は、後年のために基金に積み立てる。 						
【施策額の内訳】 (単位：千円)						
<ul style="list-style-type: none"> ・預金利息 2 ・繰越金残額 4,131 ・保険料余剰金 58,867 <hr/> <p style="text-align: right;">63,000</p>						
【施策の評価】						
<p>本年度の積立が実施されたことにより、令和2年度末基金残高は、671,727,069円となる。</p> <p>今後も給付費の増加や保険料額の上昇が予想されることから、基金を保有することで安定した介護保険事業を運営することができる。</p>						

5 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

償還金（国庫負担金補助金等）																																																												
総 額	財 源 内 訳																																																											
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源																																																						
65,800						65,800																																																						
【施策の目的】																																																												
<p>令和元年度中に既に交付を受け、実績で国費等からの過払いが生じたため、令和2年度において精算を行うもの。</p>																																																												
【施策額の内訳】 (単位：千円)																																																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">(既収入額)</th> <th style="text-align: center;">—</th> <th style="text-align: right;">(実際の負担額)</th> <th style="text-align: center;">=</th> <th style="text-align: right;">(返還額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ (国)介護給付費負担金</td> <td style="text-align: right;">690,276</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">685,990</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">4,286</td> </tr> <tr> <td>・ (国)地域支援事業負担金</td> <td style="text-align: right;">68,433</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">62,225</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">6,208</td> </tr> <tr> <td>・ (国)介護保険事業費補助金</td> <td style="text-align: right;">1,585</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">1,549</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">36</td> </tr> <tr> <td>・ (県)介護給付費負担金</td> <td style="text-align: right;">597,846</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">548,452</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">49,394</td> </tr> <tr> <td>・ (県)地域支援事業負担金</td> <td style="text-align: right;">34,948</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">31,677</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">3,271</td> </tr> <tr> <td>・ (支払基金)介護給付費交付金</td> <td style="text-align: right;">1,026,337</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">1,025,537</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">800</td> </tr> <tr> <td>・ (支払基金)地域支援事業支援交付金</td> <td style="text-align: right;">43,886</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">42,081</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">1,805</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65,800</td> </tr> </tbody> </table>								(既収入額)	—	(実際の負担額)	=	(返還額)	・ (国)介護給付費負担金	690,276	—	685,990	=	4,286	・ (国)地域支援事業負担金	68,433	—	62,225	=	6,208	・ (国)介護保険事業費補助金	1,585	—	1,549	=	36	・ (県)介護給付費負担金	597,846	—	548,452	=	49,394	・ (県)地域支援事業負担金	34,948	—	31,677	=	3,271	・ (支払基金)介護給付費交付金	1,026,337	—	1,025,537	=	800	・ (支払基金)地域支援事業支援交付金	43,886	—	42,081	=	1,805						65,800
	(既収入額)	—	(実際の負担額)	=	(返還額)																																																							
・ (国)介護給付費負担金	690,276	—	685,990	=	4,286																																																							
・ (国)地域支援事業負担金	68,433	—	62,225	=	6,208																																																							
・ (国)介護保険事業費補助金	1,585	—	1,549	=	36																																																							
・ (県)介護給付費負担金	597,846	—	548,452	=	49,394																																																							
・ (県)地域支援事業負担金	34,948	—	31,677	=	3,271																																																							
・ (支払基金)介護給付費交付金	1,026,337	—	1,025,537	=	800																																																							
・ (支払基金)地域支援事業支援交付金	43,886	—	42,081	=	1,805																																																							
					65,800																																																							

6 款 地域支援事業費 1 項 介護予防・日常生活支援総合事業費 (単位：千円)

介護予防・生活支援サービス事業						
総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
143,535	35,884	17,942	38,754	17,942		33,013
【施策の目的】 要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象に施策を行い、要支援・要介護状態への悪化を防止することを目的とする。						
【施策の実施】 ○対象者 ・65歳以上の高齢者で基本チェックリストにおいて、国の事業対象者基準に該当する者 ・介護保険で要支援の認定を受けた者 ○委託事業者 ・社会福祉法人 長生会 ・市内介護サービス事業所 等						
【施策額の内訳】 (単位：千円)						
事業名		実施回数	参加者	支払額		
運動器機能向上教室(すこやか教室)		8 回	18 人	750		
介護予防・生活支援サービス(訪問型・通所型サービス)費				127,482		
介護予防ケアマネジメント費				15,303		
合 計				143,535		
【施策の評価】 運動器機能向上教室(すこやか教室)については、新型コロナウイルス感染の拡大により1クールのみの実施となった。 また、教室開催中に緊急事態宣言が再発令されたため、中断することとなったが、DVDを作成し、自宅での運動習慣を推奨した。 平成29年度から従来の介護予防給付における訪問介護、通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したが、それまでサービスを受けていた方がサービスを受けられなくなることがないよう、同様のサービスを実施し利用者のニーズに応えている。						
一般介護予防事業						
総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
3,262	815	408	881	408		750
【施策の目的】 活動的な状態にある高齢者が生きがいをもって活動的に暮らすことを地域全体で支援し、生活機能の維持・向上を図ることを目的とする。						
【施策の実施】 ○対象者 65歳以上の高齢者 ○委託事業者 ・あすてらすヘルスプロモーション ・健康科学研究所 ・ブリヂストンアリーナ ・フカノ楽器 ○開催場所 あすてらす、市内校区コミュニティセンター等						
【施策額の内訳】 (単位：千円)						
事業名		実施回数	参加者	支払額		
高齢受給者証交付時運動指導		4 回	55 人	128		
サロン推進員養成講座		8 回	22 人	330		
フレイル予防教室		21 回	68 人	1,011		
音楽サロン教室(脳の健康教室)		33 回	49 人	1,089		
地域介護予防活動支援事業(住民主体)				396		
地域リハビリテーション活動支援事業				96		
その他事務費				212		
合 計				3,262		
【施策の評価】 新型コロナウイルス感染症の影響で、介護予防講演会や高齢者運動会は実施を見送ったが、外出自粛による状態悪化も新たな課題となっている。一般介護予防事業の内容を見直し、市民ニーズを捉えることで、参加者増に繋がっている教室もあり、介護予防活動の普及、啓発を図ることで、介護予防に資する事業となっている。						

6 款 地域支援事業費

2 項 包括的支援事業・任意事業費

(単位：千円)

包括的支援事業						
総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
104,812	32,193	16,097		37,290		19,232
【施策の目的】						
地域包括支援センターの運営管理を円滑に行うことを目的とする。						
【施策の実施】						
総合相談事業			899 件			
権利擁護事業			47 件			
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業			45 件			
合 計			991 件			
【施策額の内訳】 (単位：千円)						
地域包括支援センター運営費			24,537			
3地区地域包括支援センター運営業務委託料			59,260			
権利擁護事業			729			
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業			155			
家族介護支援事業			107			
認知症総合支援事業 (会計年度任用職員(月額)報酬含)			20,024			
合 計			104,812			
【施策の評価】						
令和2年度から民間委託により、新たに3か所の地域包括支援センターを増設した。						
総合相談件数は前年度から2倍以上となり、24時間対応のきめ細やかな高齢者の相談体制の充実を図ることができた。						

(単位：千円)

高齢者食改善事業（配食サービス）

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
3,966	1,527	763		764		912

【施策の目的】

一人暮らし高齢者その他の要支援高齢者に対して、定期的に配食サービスを提供することにより、生活の基本である食の確保を図るとともに、高齢者の社会との隔絶による孤立感をいやし、高齢者の事故を防止し、高齢者の福祉に寄与する。

【施策の実施】

- 利用対象者
65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の高齢者で、配食が必要な方
- サービスの内容

		利用者負担	市負担
1日1食（夕食）	非課税世帯	420 円	329円
	課税世帯	550 円	199円

【施策額の内訳】

(単位：千円)

	実人数	配食数	支払単価	支払額
非課税世帯	80 人	9,312 食	329円	3,064
課税世帯	54 人	4,532 食	199円	902
計	134 人	13,844 食		3,966

【施策の評価】

一人暮らし等の高齢者へバランスのとれた食事を提供することで、食生活の向上に寄与することができた。

配達に関しては高齢者の安否確認も兼ねており、必要に応じて家族等に連絡を取るなど、支援に繋げることができた。また、配送を担うシルバー人材センター会員の生きがいづくりにも寄与している。

在宅介護用品給付事業

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
3,135	1,207	603		604		721

【施策の目的】

在宅で寝たきり高齢者等を介護する世帯に対し、介護用品の給付サービスを提供することにより、在宅介護を支援し、寝たきり高齢者等の生活の質の向上とその家族の経済的負担の軽減を図る。

【施策の実施】

在宅の65歳以上の寝たきり及び認知症の高齢者や、それに準じる状態の高齢者（要介護3以上）を在宅介護している家族を対象に、紙おむつ等を月額基準を定め支給するもの。

【施策額の内訳】

(単位：千円)

	実人数	延べ月数	支払単価	支払額
世帯全員非課税	65 人	627 月	5,000 円	3,135

【施策の評価】

在宅で介護している非課税世帯に紙おむつ等を支給することで、家族の負担軽減を図り、在宅介護を支援することができた。

本事業は、国、県の交付金対象事業となっているが、国、県の補助要綱の見直し等もあり、令和2年度からは世帯全員非課税の方を対象に給付を行った。

(単位：千円)

介護給付適正化事業																						
総 額	財 源 内 訳																					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源																
4,489	1,728	864		864		1,033																
【施策の目的】 事業所等に対し給付実績等をもとに調査や資料提供を求め、利用者に対する適正かつ最良なサービスが供給されているかを検証するもの。 また、事業所の不正請求や過誤請求等を正し、より適正に介護給付事業を運営するもの。																						
【施策の実施】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・介護給付ケアプランチェック</td> <td>37 件</td> </tr> <tr> <td>・介護支援専門員研修</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>・介護給付通知の発行(1回/年)</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>・介護認定調査の平準化(同行調査)</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>・介護認定調査の内容確認(調査票チェック)</td> <td>1,352 件</td> </tr> <tr> <td>・住宅改修事業工事内容確認(着工前・完成後確認)</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>・医療データとの突合</td> <td>184 件</td> </tr> <tr> <td>・縦覧点検</td> <td>944 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記内容を実施するため、主に会計年度任用職員1名が従事している。</p>							・介護給付ケアプランチェック	37 件	・介護支援専門員研修	1 回	・介護給付通知の発行(1回/年)	1 回	・介護認定調査の平準化(同行調査)	5 件	・介護認定調査の内容確認(調査票チェック)	1,352 件	・住宅改修事業工事内容確認(着工前・完成後確認)	9 件	・医療データとの突合	184 件	・縦覧点検	944 件
・介護給付ケアプランチェック	37 件																					
・介護支援専門員研修	1 回																					
・介護給付通知の発行(1回/年)	1 回																					
・介護認定調査の平準化(同行調査)	5 件																					
・介護認定調査の内容確認(調査票チェック)	1,352 件																					
・住宅改修事業工事内容確認(着工前・完成後確認)	9 件																					
・医療データとの突合	184 件																					
・縦覧点検	944 件																					
【施策額の内訳】 (単位:千円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・会計年度任用職員(月額)報酬等</td> <td>4,171</td> </tr> <tr> <td>・会計年度任用職員(日額)報酬等</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>・その他事務費</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,489</td> </tr> </tbody> </table>							・会計年度任用職員(月額)報酬等	4,171	・会計年度任用職員(日額)報酬等	40	・その他事務費	278		4,489								
・会計年度任用職員(月額)報酬等	4,171																					
・会計年度任用職員(日額)報酬等	40																					
・その他事務費	278																					
	4,489																					
【施策の評価】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、ケアマネジャーとの面談ではなく、介護資料を提出いただき助言等を行った。医療データとの突合や縦覧点検の一部は国保連へ委託することで、居宅での介護サービスなどの過誤請求について、適正な介護給付費の請求の実現を図ることができた。 引き続き、事業者への集団指導や個別点検、研修等を実施することで、サービス提供体制の向上に努める。																						
在宅医療・介護連携推進事業																						
総 額	財 源 内 訳																					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源																
7,073	2,723	1,362		1,361		1,627																
【施策の目的】 在宅医療・介護連携支援センターと地域包括支援センターが連携し、相談窓口となり、介護従事者に医療情報を、また、医療従事者に介護情報を提供するなど、在宅医療・介護連携の円滑化を目的とする。																						
【施策の実施】 小郡市・久留米市・大刀洗町の2市1町で一般社団法人小郡三井医師会に委託。 小郡市、大刀洗町、久留米市北野町エリアで「在宅医療・介護連携センター」を設置し、平日9時～17時で連携センター専門職を配置している。 実行委員会、多職種連携研修会、在宅医療・介護従事者研修会、啓発講演会、出前講座等を実施しており、「退院調整のルール」の手引きや「人生会議」ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の啓発冊子「もしもの時に」を作成し、啓発講演会や出前講座を通じて、その周知・啓発を進めている。																						
【施策額の内訳】 在宅医療・介護連携センター運営委託料 7,073千円(小郡市負担分)																						
【施策の評価】 在宅医療・介護連携センターが管内の医療機関、介護事業所にアンケートを実施し、小郡三井医師会のHPに掲載している「医療・介護ガイドマップ」が更新され、在宅医療・介護連携の情報共有が深化されている。 一方、新型コロナウイルス感染症により、多職種連携研修会や同行訪問研修等が未実施となっており、新型コロナ禍において、終末医療や看取りなどの課題にどのように連携を進めていくかが、今後の課題である。																						

